

⑫2022年度 町田市立南つくし野小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育てていく。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめに「気付く」ためには、どの子どもにも、起こり得るものという危機感を持ち、いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければならない。これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進していく。

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童・生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係機関との強い連携の下、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に取り組んでいく。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② DVD「STOP いじめ」の活用
- ③ こころのノートの活用
- ④ 「自分と友だちを守る！ネット・ケータイとの賢いつきあい方」講演

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

特別の教科道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

(3) いじめ防止のための学校体制づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、以下の取り組みをする。

- ① 年間計画を作成し、全教職員、保護者に周知する。
- ② 年度末及び年度当初に全教職員による校内研修を実施する。
- ③ ふれあい月間「学校シート」や学校関係者評価等を活用する。
- ④ 年間3回以上の校内研修を実施する。
- ⑤ 学校いじめ対応チームを設置し、毎月定例会を行い、情報を共有する。
- ⑥ 全ての学級で、「いじめ防止に関する授業」を年間3回以上実施する。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童・生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

(2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応
- ④ いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』『4 いじめに『気付く』チェックリスト子どものサイン・変化を見付けましょう』の活用

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の校内研修（〇月、〇月、〇月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」の月一回の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

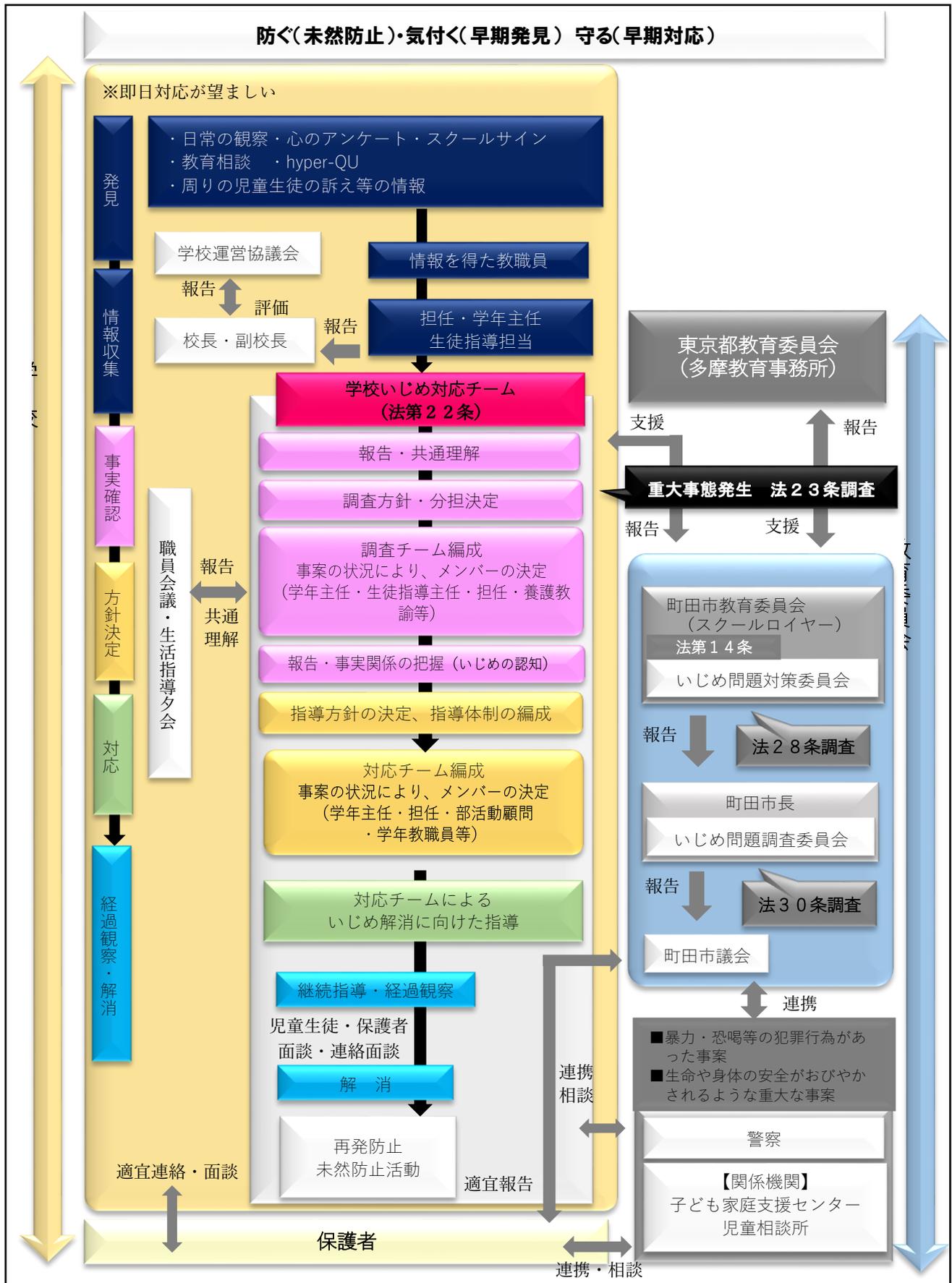
「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針の決定
- ② いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状態に合わせた継続的なケア
- ③ いじめを行った児童・生徒の指導
- ④ 学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（いじめ対応サポートチーム、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所、学校サポートチーム 等）

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

学校いじめ防止基本方針の策定



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告(5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<p>○学級担任、教職員による観察</p> <p>○子ども・保護者の訴え</p> <p>○「心のアンケート」</p> <p>○教育相談</p> <p>○外部からの情報</p> <p>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</p>
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。</p>	<p>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</p> <p>○当該の子ども、関係者からの聞き取り</p> <p>□話しやすい人や場所等の配慮</p> <p>□複数の教職員で聞き取り</p> <p>□情報提供者の秘密を守る</p> <p>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</p>
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<p>○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担）</p> <p>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携</p>
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。</p> <p>○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

V 南つくし野小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	平田 勇治	副校長	坂之上 富隆
主幹教諭			
生活指導主任		1年学年主任	
2年学年主任		3年学年主任	
4年学年主任		5年学年主任	
6年学年主任		すぎな学級主任	
養護教諭		養護教諭	
教育相談担当		スクール・カウンセラー	

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	ふれあい月間とリンク 学校いじめ防止基本方針に沿った対応について
11月	ふれあい月間とリンク 事例研修 ネットによるいじめ
2月	ふれあい月間とリンク 外部連携 中学への引継ぎ事例

VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	6「はしの うえの おおかみ」 親切・思いやり
	12月	道徳	24「はなばあちゃんが わらった」 親切・思いやり
	2月	道徳	30「ぼくの はな さいたけど」 親切・思いやり
2年	4月	道徳	2「くまくんの たからもの」 親切・思いやり
	10月	道徳	19「かっぱ わくわく」 親切・思いやり
	1月	道徳	28「学きゅうえんの さつまいも」 親切・思いやり
3年	4月	道徳	1「やさしい人大さくせん」 親切・思いやり
	9月	道徳	14「一さつのおくりもの」 親切・思いやり
	1月	道徳	27「六べえじいとちよ」 親切・思いやり
4年	6月	道徳	25「ゆうき君の心配」 親切・思いやり
	11月	道徳	3「なにかお手つだいでできることはありますか？」 親切・思いやり
	2月	道徳	33「ポロといっしょ」 親切・思いやり
5年	6月	道徳	9「ノンステップバスでのできごと」 親切・思いやり
	12月	道徳	26「くずれ落ちただんボール箱」 親切・思いやり
	2月	道徳	32「友の命」 友情・信頼
6年	6月	道徳	10「ばかじゃん！」 友情・信頼
	10月	道徳	18「言葉のおくりもの」 友情・信頼
	1月	道徳	28「心に通じた『どうぞ』のひとつ」 親切・思いやり